

やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 やまなし森林環境教育・木育推進協議会（以下「協議会」という。）は、子どもたちが、森の大切さや木の魅力を学び、森林や木の文化を継承する豊かな心を育むため、この要綱の定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(交付の対象となる事業及び経費等)

第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象事業主体)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる事業の交付対象となる事業主体は、当該各号に定めるところとする。

(1) 木製玩具等購入支援事業

(ア) 保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設

(イ) 障害児入所施設、障害児通所支援事業所

(ウ) 不特定多数の人が利用する施設を有する民間事業者

(2) 木育体験イベント支援事業

保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校、中学校、特別支援学校、障害児入所施設、障害児通所支援事業所及び民間団体等

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業に要する経費から補助金及び寄付金その他の収入額を控除した額のうち、予算の範囲内で協議会が決める額とする。

(交付申請)

第5条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協議会が指定する日までに提出し、交付決定を受けなければならない。

(交付決定)

第6条 協議会は、前条により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるところとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、協議会の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止又は廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、協議会の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告しその指示を受け

ること。

- (4) 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理すること。

（交付の除外要件）

第8条 協議会は、事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

（実績報告）

第9条 事業主体は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の12月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて協議会に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 協議会は、前条の規定により提出された実績報告の内容を審査し、補助金の交付決定の内容（第7条第1項の規定に基づく変更交付承認をした場合は、その変更した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額確定通知書（様式第6号）により、事業主体に通知するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第11条 協議会は、事業主体が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定により交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) 補助金に関して協議会に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（補助金の返還等）

第12条 協議会は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

- 2 事業主体は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 事業主体は、補助事業により取得した取得財産等は、協議会が補助金交

付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、協議会の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式 7 号）を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 協議会は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第 14 条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が 5 年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）の規定を準用するものとし、なお必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

<別表>

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額	その他
木製玩具等購入支援事業	木育を目的に使用する木製玩具及び遊具の購入にかかる経費 ただし、県産材を使用したものに限る。 (実績報告書に、山梨県産材認証センターが認定した県産材取扱登録業者が発行する県産材証明書(管理票)の添付が必要)	1/2 以内 ただし、補助対象の玩具及び遊具を使用し、木育に係る資格を有する者が計画的に木育活動を実施する場合は 2/3 以内とする。	200,000 円	・施設利用にあたり利用料を徴収する施設でないこと。
木育体験イベント支援事業	木育体験イベント実施に必要な次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1/2 以内	100,000 円	参加料を徴収しないイベントであること。
軽微な変更				
○補助対象経費の各費目間において、いずれかの低い額の 20 パーセント以内を増減させる場合 ○補助事業の目的達成に支障をきたさない事業計画(事業実施場所を除く)の細部変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合				

※補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。

番
令和 年 月 日

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長 殿

（申請者）住所
団体名
代表者氏名
電話番号
印

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付申請書

このことについて、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 4 添付書類
 - （1）事業計画書（様式第1号の2）
 - （2）支出予算書（様式第1号の3）
 - （3）その他関係資料（見積書、位置図、実施箇所写真等）

事業計画書

事業実施予定 期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業実施場所	名称： 住所：
事業の概要	(事業の目的・効果等を記載ください)

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

※金額算定の参考となる資料を添付すること。

番
令和 年 月 日

申請者 殿

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし森林環境教育推進事業費補助金については、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに協議会に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、協議会が別に定める期間中においては、協議会の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を協議会に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を協議会に納付しなければならない。
- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の12月20日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて協議会に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

番
令和 年 月 日

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長 殿

（申請者）住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金変更交付承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったやまなし森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次のとおり変更したいので、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定に基づき申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- （1）変更事業計画書（様式第3号の2）
- （2）変更収支予算書（様式第3号の3）
- （3）その他関係書類（見積書、位置図、実施箇所写真等）

変 更 事 業 計 画 書

事業実施予定 期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業実施場所	名称： 住所：
事業の概要	(事業の目的・効果等を記載ください) 【変更前】 【変更後】

※変更箇所が分かるように記載すること。

変 更 収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	備考
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額	積算の基礎	備考
合 計			

※金額算定の参考となる資料を添付すること。

※変更箇所が分かるように記載すること。

番
令和 年 月 日 号

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長 殿

（（申請者）住所

団体名
代表者氏名 印
電話番号

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金事業（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったやまなし森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業について、次のとおり（中止・廃止）したいので、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定に基づき申請します。

<（中止・廃止）の理由>

番
令和 年 月 日 号

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長 殿

（申請者）住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったやまなし森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業について、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 事業完了年月日 令和 年 月 日
- 4 支払いの方法 ☐ 口座振替

振替先銀行名

支店名 預金種別（当座・普通）

口座名義（フリガナ）

口座番号

- 5 添付書類
 - （1）事業報告書（様式第5号の2）
 - （2）収支決算書（様式第5号の3）
 - （3）山梨県産材認証センターが認定した県産材取扱登録業者が発行する県産材証明書（管理票）
 - （4）その他関係資料（領収書・配付資料・実施状況写真等）

事業報告書

事業実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
事業実施場所	名称： 住所：
事業実施結果 等	（事業の成果・今後の取り組み予定、活用法等を記載してください）

※事業実施の様子が分かる資料（企画書、写真、図面、講座修了証書等）を添付すること

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	備考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
合 計				

番
令和 年 月 日 号

申請者 殿

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、次のとおり額を決定し、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第10条に基づき通知します。

額の確定額

円

番
令和 年 月 日 号

やまなし森林環境教育・木育推進協議会会長 殿

（申請者）住所
団体名
代表者氏名 印
電話番号

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和 年度やまなし森林環境教育推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、やまなし森林環境教育推進事業費補助金交付要綱第13条第2項に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類